

DX 人材育成講座業務公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月 大山町教育委員会事務局
社会教育課

1 目的

本町は、社会・個人のニーズに応じた学習機会の提供を通じ、地域課題の解決につながる住民主体の地域づくりと、心豊かな暮らしにつながる社会教育を推進する中で、生涯学習を通じた大人の学び直しの充実により、時代が求めるスキルを向上・取得し、町内に暮らしながら魅力的な仕事ができる人材の育成（リカレント教育の推進）を重要な施策の一つと位置づけている。

本事業は、多くの企業が時代の変革に対応するため DX を推進し、最新のデジタル技術の習得による業務効率化を働く人に求めている現状を鑑み、その求めに対応する人材育成を目的として、プログラミングやデジタルツール等に関するアウトプットスキルの習得を必要とする住民向け講座を行う。実施にあたっては、プログラミングやデジタルツール等について最新の技術と知識を有し、受講者にわかりやすく伝える経験とノウハウを有する事業者を選定し、外部委託により行うこととした。

この実施要領は、本業務の公募型プロポーザル方式による実施に必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の概要

- | | | |
|-----|-------|----------------------------------|
| (1) | 業務の名称 | DX 人材育成講座業務 |
| (2) | 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) | 選定方法 | 公募型プロポーザル |
| (4) | 契約方法 | 随意契約 |
| (5) | 委託期間 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (6) | 見積上限額 | 2, 500, 300 円（取引に係る消費税及び地方消費税含む） |
| (7) | 契約保証金 | 大山町財務規則第 129 条の規定のとおり |
| (8) | 担当部署 | 大山町 教育委員会事務局 社会教育課 |
- 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 263 番地 1
電話 0859-54-5212
ファクシミリ 0859-54-5217
電子メール shakaikyouiku@town.daisen.lg.jp

3 プロポーザルにかかる日程等

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| (1) | 募集公告 | 令和 7 年 9 月 16 日（火） |
| (2) | 企画提案参加申出書受付期間 | 令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 10 月 10 日（金） |
| (3) | 参加資格審査結果通知日 | 令和 7 年 10 月 21 日（火） |
| (4) | 企画提案書受付期間 | 令和 7 年 10 月 22 日（水）から令和 7 年 10 月 31 日（金） |
| (5) | プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和 7 年 11 月 4 日（火）予定 |
| (6) | 審査結果通知日 | 令和 7 年 11 月 10 日（月）予定 |

4 プロポーザル参加資格

- (1) 大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年大山町告示第58号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納のない者であること。
- (6) 大山町税に滞納がない者であること。ただし、大山町税の納税義務者でない場合を除く。

5 実施要領に関する質問について

- (1) 質問方法 電子メールでのみ受け付ける。質問には「質問・回答書（様式4）」を使用すること。
- (2) 提出先 大山町教育委員会事務局 社会教育課長 宛
電子メール shakaikyoku@town.daisen.lg.jp
- (3) 受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）午後5時まで
- (4) 回答方法 大山町ホームページにて公表する。
- (5) 回答期日 令和7年10月1日（水）（予定）

6 企画提案参加申出書の提出について

- (1) 企画提案参加申出書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。なお、様式を指定する書類は、本町社会教育課から受け取るか本町ホームページからダウンロードすること。

ア 企画提案参加申出書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※法人の場合

エ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本） ※商号登記している個人の場合

オ 身分証明書及び登記されていないことの証明書 ※商号登記していない個人の場合

カ 直近の事業年度の財務諸表その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類

キ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

- ・ 国税・・・法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書
- ・ 地方税・・・事業所所在地（本社・本店に限る）の都道府県税及び市町村税の課税されている費目すべてにおいて未納がないことの証明書（納税証明書）

ク 大山町税の未納がない証明書（大山町内に本社又は支社等を有する業者及びその代表者が町

民の場合は代表者の証明書)

ケ 役員名簿(様式7)

(2) 申出書の受付期間等

ア 受付期間 令和7年9月16日(火)から令和7年10月10日(金)午後5時まで

イ 提出場所 大山町 教育委員会事務局 社会教育課

〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋263-1

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録証明付き)

(3) 参加資格審査

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書(様式3)」を電子メールにて応募者に通知する。

7 企画提案書の提出について

本業務のプロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。なお、提出書類の様式は、いずれも問わない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること)

イ 見積書(消費税及び地方消費税相当分を含む額を記載すること)

(2) 提出部数

書類は全てA4版、横書きとし、一綴にしたものを6部(正本1部、副本5部)提出すること。

(3) 提出期間

令和7年10月22日(水)から令和7年10月31日(金)午後5時まで

(4) 提出方法及び提出先

持参又は郵送(配達記録証明付き)により、本町社会教育課に提出すること。

提出先住所:〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋263-1

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案書の内容をより具体的に説明し、方針等を詳細に提案するための場として、プレゼンテーションとヒアリング審査を次の方法で実施する。なお、7により提出された企画提案書の内容と異なる趣旨説明や新たな提案及び追加資料等の提出は認めない。

(1) 実施時間は、応募者1者につきプレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度とする。

なお、参加者が1者の場合でも実施する。

(2) プレゼンテーション方法は提案者の任意とするが、説明者は本業務の担当者が行うこと。

なお、プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器は、提案者側で準備すること。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査への参加者は、4名以下とすること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、令和7年11月4日(火)にオンラインで実施する予定である。なお、開始時刻等は後日連絡することとする。

- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、書類の受付順で決定する。
- (6) 審査は、別に定める町内事業者連携業務委託プロポーザル審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果は公表しない。
- (7) 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。

9 審査結果の通知

審査実施後、委託候補者を特定し、審査に参加した者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式6）を送付する。なお、その通知日は、令和7年11月10日（月）を予定する。

10 プロポーザルの無効について

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案参加申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 2にある見積上限額を上回る見積書の提出があった場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書の内容は、本業務以外には使用しない。
- (3) 提出期間終了後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。
- (5) 本業務の遂行に関する書類は、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間は保存すること。